

令和2年度

菊陽町健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

菊陽町監査委員

目 次

地方公共団体財政健全化法に基づく監査意見書

第 1	法律の概要	1
-----	-------	---

第 2 審査の概要

- 1 審査の対象
- 2 審査実施期日
- 3 審査場所

第 3 審査の方法及び概要

- 1 審査の方法
- 2 審査の概要
 - (1) 健全化判断比率について
 - (2) 資金不足比率について 2

各財政指標の解説

第 4	審査の結果と意見	3
-----	----------	---

令和2年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、平成19年6月に公布され、平成20年4月から一部施行、平成21年4月から本格施行されている。これにより地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や公社・第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標を議会に報告し、公表することとされ、また、それが一定の基準値を超え悪化した場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、外部監査を求めることなどの義務付けがなされた。

第2 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和2年度における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 令和2年度における各公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査実施期日

令和3年8月5日（木）

3 審査場所

菊陽町役場監査委員会

第3 審査の方法及び概要

1 審査の方法

審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

また、公営企業の経営審査についても、同様に公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

2 審査の概要

(1) 健全化判断比率について

審査に付された健全化判断比率は（表1）のとおりである。

本町においては、赤字が生じていないため、「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は数値化されていない。実質公債費比率についても早期健全化基準を下回っており、財政状況は「健全段階」にあるといえる。また、一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である将来負担比率は、菊池環境保全組合の新工場建設費の公債費分が増加したため、令和2年度において10.5となっているが、早期健全化基準を下回っており、財政状況は「健全段階」にあるといえる。

（表1）

（単位：％）

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	—	13.50	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.50	30.00
③ 実質公債費比率	8.4	7.9	6.6	6.3	25.00	35.00
④ 将来負担比率	—	—	—	10.5	350.00	—

注）指標の全てが表中の早期健全化基準未満である段階を「健全段階」、いずれかが早期健全化基準以上財政再生基準未満である段階を「早期健全化段階」、いずれかが財政再生基準以上である段階を「再生段階」という。

(2) 資金不足比率について

審査に付された公営企業（工業団地造成事業、下水道事業）に係る資金不足比率は（表２）のとおりである。

なお、公営企業の資金不足額は生じていないため、指標は数値化されていない。
これにより、「経営状況は安定」としていると判断できる。

（表２）

（単位：％）

区 分	平成 29 年度 資金不足比率	平成 30 年度 資金不足比率	令和元年度 資金不足比率	令和 2 年度 資金不足比率	経営健全化基 準
工業団地造成 事業特別会計		—	—	—	20.00
下水道事業会計	—	—	—	—	20.00

◇各財政指標の解説

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

注）菊陽町における一般会計等とは、一般会計及び土地取得特別会計の２会計（普通会計）をいう。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したものである。

注）全会計とは、菊陽町における一般会計、特別会計（土地取得、工業団地造成事業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療）及び下水道事業会計（流域関連公共下水道、農業集落排水事業）をいう。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（３か年の平均値）であり、借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示したものである。

注）準元利償還金とは、一般会計等が負担している一般会計等以外の会計の元利償還金と一部事務組合等に負担している金額のうち元利償還金相当の額をいう。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する程度を示したものである。

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示したものである。

第4 審査の結果と意見

審査に付された令和2年度決算での健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、審査の結果、適正に作成されているものと認定された。

健全化判断比率は、当年度の早期健全化基準や財政再生基準を下回るかどうかという側面だけではなく、本町財政状況について、財政構造と財政指数、基金の繰替運用実態と推移、更には、下水道会計や菊池広域連合・一部事務組合への一般財源繰入の有無等、総合的な財政分析とその指標を構成する各要素の変化を注視しつつ、住民に対する十分な説明責任を果たしていただくようお願いしたい。